

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則（平成十四年三月五日規則第十三号）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則

（知事に提出する書類の部数）

第一条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十七条第二項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項又はこの規則の規定（第十五条第三項を除く。）により知事に提出する書類の部数は、正本一通及び副本一通とする。

2 法第四十七条第三項又は第十五条第二項の規定により知事に提出する書類の部数は、正本一通とする。（第一種フロン類充填回収業廃業等届出書）

第二条 法第三十三条第一項の規定による届出は、様式第一号の第一種フロン類充填回収業廃業等届出書を提出して行わなければならない。

（閲覧所）

第三条 知事は、第一種フロン類充填回収業者登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、第一種フロン類充填回収業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）をさいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号埼玉県環境部大気環境課内に設置する。

（登録簿の閲覧）

第四条 法第三十二条の規定により登録簿の閲覧をしようとする者は、閲覧所に備え付けてある登録簿に所定の事項を記入して、当該職員の指示を受けなければならない。

2 登録簿の閲覧時間は、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までとする。

3 閲覧所における閲覧日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に規定する休日を除く。）以外の日とする。

4 知事は、登録簿又は閲覧所について整理その他の理由により必要があるときは、閲覧時間を変更し、臨時に登録簿を閲覧に供しない日を設け、又は閲覧件数等を制限することができる。

5 知事は、前項の規定により閲覧時間を変更し、又は臨時に登録簿を閲覧に供しない日を設けるときは、その旨を閲覧所の見やすい場所に掲示するものとする。

（登録簿の持出禁止）

第五条 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧所の外に持ち出してはならない。

（閲覧の停止等）

第六条 当該職員は、次の各号のいずれかに該当する者の登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

一 この規則に違反し、又は当該職員の指示に従わない者

二 登録簿を汚損し、若しくは毀損し、又はそれらのおそれがあると認められる者

三 閲覧所において他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

（認定の申請）

第七条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号。以下「省令」という。）第四十九条第一号の規定に基づき第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す業（以下「第一種フロン類引取等業」という。）を行おうとする者は、その業を行おうとする事業所（次条第一項第四号及び第九条において「事業所」という。）ごとに、知事の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第二号の第一種フロン類引取等業者認定（認定の更新）申請書（次条第一項及び第十一条において「申請書」という。）に次に掲げる書類（次条第一項及び第十一条において「添付書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

一 業務計画書

二 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

三 法第二十七条第一項の知事の登録を受けていることを証する書類

四 フロン類回収設備について所有権その他の使用の権原を有することを証する書類並びにその設備の種類及び能力を説明する書類

五 冷媒の分析機器について所有権その他の使用の権原を有することを証する書類並びにその機器の種類及び能力を説明する書類

六 フロン類回収容器の保管場所の見取図

- 七 第一種フロン類充填回収業者からフロン類の引取りを自ら行う者又は当該引取りに立ち会う者が、フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者であることを証する書類
- 八 第一種フロン類充填回収業者から引き取ったフロン類について、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であることを証する書類
- 九 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可を受けていること又は同条第二項の規定による届出を行ったことを証する書類
- 十 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が、高圧ガス保安法第三十八条第一項の製造若しくは貯蔵の停止又は同条第二項の製造、貯蔵、販売若しくは消費の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者でないことを誓約する書類
- 十一 その他知事が必要と認める書類
（認定の基準等）

第八条 知事は、申請者が次に掲げる基準に適合していないと認めるとき又は申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、前条第一項の認定を拒否するものとする。

- 一 法第二十七条第一項の規定により第一種フロン類充填回収業者として知事の登録を受けていること。
 - 二 省令第四十九条第一号に掲げる要件を満たすための体制が整備されていること。
 - 三 第一種フロン類引取等業を行うのに必要な施設、設備及び機器を有していること。
 - 四 事業所にフロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が配置されていること。
 - 五 高圧ガス保安法第五条第一項の許可を受けていること又は同条第二項の規定による届出を行っていること。
- 2 知事は、前条第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を様式第三号の第一種フロン類引取等業者認定（認定の更新）通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、前条第一項の認定を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を様式第四号の第一種フロン類引取等業者認定（認定の更新）拒否通知書により申請者に通知するものとする。

（認定の公表）

第九条 知事は、第七条第一項の認定を受けた者（以下「第一種フロン類引取等業者」という。）の事業所の名称及び所在地、認定番号等について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（認定の更新）

- 第十条 第一種フロン類引取等業者の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 第七条第二項、第八条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。
 - 3 第一項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（変更の届出）

第十一条 第一種フロン類引取等業者は、申請書又は添付書類の内容（フロン類回収設備の能力及び台数を除く。）に変更があったときは、その日から三十日以内に、当該変更の内容を明らかにする書類を添えて、その旨を様式第五号の第一種フロン類引取等業者変更届出書により知事に届け出なければならない。

（廃業等の届出）

第十二条 第一種フロン類引取等業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を様式第六号の第一種フロン類引取等業廃業等届出書により知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 第一種フロン類引取等業を廃止した場合 第一種フロン類引取等業者であった個人又は第一種フロン類引取等業者であった法人を代表する役員

2 第一種フロン類引取等業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第一種フロン類引取等業者の認定は、その効力を失う。

(認定の取消し)

第十三条 知事は、第一種フロン類引取等業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

- 一 不正の手段により第一種フロン類引取等業者の認定を受けたとき。
 - 二 第八条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - 三 次条の規定に違反したとき。
 - 四 第十五条第一項の記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかったとき。
 - 五 第十五条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を第一種フロン類引取等業者であった者に様式第七号の第一種フロン類引取等業者認定取消通知書により通知するものとする。

(第一種フロン類引取等業者の引渡義務)

第十四条 第一種フロン類引取等業者は、第一種フロン類充填回収業者からフロン類を引き取ったときは、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、法第四十六条第二項に規定する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(引取り等の状況の記録等)

第十五条 第一種フロン類引取等業者は、フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、省令第四十九条第一号ロ(1)から(4)までに掲げる事項について記録を作成し、当該記録をその作成の日から五年間保存しなければならない。

2 第一種フロン類引取等業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係る前項の記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がない限り、その申出に応じなければならない。

3 第一種フロン類引取等業者は、毎年度終了後四十五日以内に、省令第四十九条第一号ニ(1)から(5)までに掲げる事項について様式第八号の第一種フロン類引取等業者のフロン類引取量及び引渡数量に関する報告書により知事に報告しなければならない。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、第一種フロン類引取等業者の認定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成十四年三月十日から施行する。ただし、第一条第二項の規定は、同年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間における第一条第一項、第二条、第四条及び第五条の適用については、第一条第一項中「第九条第二項（法第十二条第二項（法第二十八条及び第三十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（法第二十八条及び第三十三条において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項若しくは第二十九条第二項」とあるのは「第九条第二項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項」と、第二条中「第十五条第一項（法第二十八条及び第三十三条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十五条第一項」と、第四条中「第一種フロン類回収業者登録簿、第二種特定製品引取業者登録簿及び第二種フロン類回収業者登録簿」とあるのは「第一種フロン類回収業者登録簿」と、第五条中「第十四条（法第二十八条及び第三十三条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十四条」とする。

附 則（平成十四年九月二十七日規則第百九号）

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十八日規則第四十号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年九月七日規則第七十二号）

1 この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）附則第十九条に規定する第二種特定製品については、改正前の埼玉県フロン類回収業者等の登録等に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

3 改正前の埼玉県フロン類回収業者等の登録等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年一月二十五日規則第一号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の埼玉県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年三月三十一日規則第八十一号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年五月七日規則第六十一号）

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十日規則第四十号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月十七日規則第四号）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 改正前の様式第一号の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十八年三月二十九日規則第三十六号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日規則第二十三号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年六月十九日規則第六十号）

1 この規則は、令和二年六月十九日から施行する。

2 改正前の様式第八号の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。